No. 3

~ 1%の向こうに見えるまちづくり~ = 納税額の1%でNPO支援! =

寺沢和博(市川市 市民生活部 ボランティア・NPO 活動推進課)

市川市では、公益活動をおこなうボランティアやNPOなどの市民活動団体、市民の自主的・自発的な活動を、行政としてサポートするため、平成11年の4月に市役所の中に「ボランティア支援課」(現在は「ボランティア・NPO活動推進課」)をつくり、これまでにもさまざまな形でサポートをしてきております。

そのような中で、自ら納めている税への関心を持ち、市民主体の地域づくりを実感してもらうとともに、市民活動を主に資金的な面で支援し、市民活動の活性化を図るため、今回、市川市では「市民(納税者)が選ぶ市民活動団体支援制度」、通称「1%支援制度」を、条例を制定して実施しました。これは、地域で、ますます複雑化、多様化する地域課題に対して、市民自ら主体的に関わり、地域づくりに参加しながら解決していく、その新しい担い手ともいうべきボランティアやNPO活動を、行政だけが支援するのではなく、市民が支えていくという、取り組みであります。

仕組みは簡単です。NPOから活動あるいは事業の提案をいただきます。その提案内容を審査会で審査をいたしまして、この制度へのノミネート、つまり、市民からの選択の候補となる団体を決めます。その団体及び事業を広報特集号、インターネット等で公表いたしまして、それに対して個人市民税を納めてくださっている方が、自分が支援したい団体を一団体選んでいただいて、自分が納めた税の1%相当分をそのNPOの支援に当てられるという制度です。届け出をしていただくことによって、それを市で集計をいたしまして、NPOへ補助金として交付をするという制度でございます。

この制度の目的として、条例では大きく2点上げてい ます。ひとつは、納めた税の使い道を納税者が指定でき るという点から、納税者意識の高揚を図る、そして、も うひとつは、市民が主役の地域づくりの主体となる、市 民活動をより活発化、活性化させていくという点です。 このような目的のもと、税というものを通して、自分の 住んでいる地域づくりに参画をしてくという意識を持 っていただこうというものが1つのねらいにあります。 さらに、市民から支えられた1%相当分を、補助金とし て交付をするということで、NPOをはじめとする市民 活動への資金的なバックアップという形から、そういっ た市民活動を支援し、またその活動を地域にどう根づか せながら、多くの市民が参画を図っていけるように、そ の活動をさらに活性化していけるか。そのための制度で あるということが言えるのではないかと思っておりま す。

市川市では個人市民税を納めている方が約22万人 おりまして、その金額が約300億円になります。その 1%ですから、3億円ということで、昨年の7月に公式 に記者発表をした時に、"市川市でNPO支援に3億円 を助成!"なんて書かれました。 今回、結果として83団体から応募がございました。 審査会で審査をしまして、81団体がノミネートされま した。その81団体に対して、市民(納税者)から支援 の届け出をしていただきました結果、有効な届け出にな ったのは5,557人でした。団体を選んでくださった のは5,049人、基金への積み立てを選んだ人が50 8人でした。

最終的には補助金として81団体で総額1,124万4,952円という補助金が交付されたところでございます。なお支援基金の積み立てには217万4,008円という結果になったところでございます。

このような制度を全国で初めて実施したということで、マスコミが何度も記事掲載しましたし、NHKの「クローズアップ現代」でも取り上げてくださいました。また、市川市長が『1%の向こうに見えるまちづくり』(ぎょうせい)と題して、本を出しました。これには全部この制度のいきさつ、私どもの課がつくられた当時のいきさつから、これまでの市川市の取り組みなんかも全部載っております。

私どもの課はNPO支援、市民活動支援のためのセクションでございまして、この制度を具体的に実施していくためには、私どものセクションだけではなくて、庁内的にも税の部門ですとか、企画の部門ですとか、情報システムの部門ですとか、そういった部門とがっちり連携を組みながら、ある意味では今、市民との協働のまちづくりの時代と言われている中で、市民がその市民活動を支えるという、「協働」の新しいスタイルをひとつ行政が作り出したと考えています。市民とともにこの制度を今後もしっかり育てていきながら、今後ともこういった市民活動推進のための制度を進めていこうと考えているところでございます。

【ポイント】 この制度への視察や問い合わせが連日続いています。市川市としてもこのような取り組みが全国に広まればいいなという思いはあるわけですけれども、一方で、実際に事業を実施していく中で、例えば実務上の面でもそう簡単にはいかないことも、ひとつ申し上げておかなければいけないかなと思うんです。さらっと報告してありますが、実は初めての取り組みで、私たちもなかなかわからない中での取り組みでした。

【ポイント】 条例として「納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」を昨年の12月議会で提案をし、可決いただいて、今年の1月から本格実施という形になったわけです。昨年の7月に記者発表をし、それまでもさまざまな形で検討してきたものです。最終的にはとにかくやってみなければわからない、制度を実施しながら、より良い制度にしていくというスタンスで、実施にこぎつけたというところでございます。

~ 1%の向こうに見えるまちづくり~

= 納税額の1%でNPO支援!

市川市「市民(納税者)が選ぶ市民活動団体支援制度」(1%支援制度)

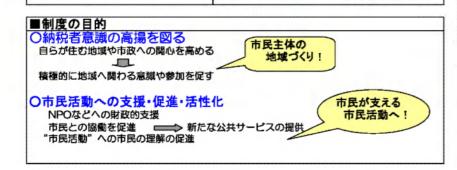
One percent (1%) makes future town = NPO support program with 1% of tax =

あなたが選んだ市民活動団体を あなたの税の1%でサポート!

1 %の向こうに見える ま・ち・づ・く・り







千葉県・市川市

1

■提案(申請)状況

 〇甲請団体数
 83団体

 【内訳]・NPO法人 26, 任意団体 47, 社団法人 2, 実行委員会3,スポーツ団体 5

 〇申請事業費総額
 67,339,471円

 〇なけ中間を

〇交付申請額 29.245.170円

■審査結果 (※申請団体・事業の適格性について審査会で審査)

 〇支援対象団体数
 81団体

 【内訳】·NPO法人 25, 任意団体 46, 社団法人 2, 実行委員会3, スポーツ団体 5

 〇支援対象事業費総額

62,739,471円 (最大12,777,000円 最少30,000円) 26,945,170円 (最大 4,000,000円 最少15,000円) 〇交付申請額

広報いちかわ特集号で81団体掲載

所定届出用紙で選択届出

■選択届出結果 〇選択届出総数 6,266人(納税者の約2.9%)

〇有効届出数 5,557人 (13,418,960円) 5,049人 (12,427,815円) 〇届出内訳 団体選択 基金積立 (991,145円)

〇1団体における届出数 最大414人 最少 5人 〇納税者による支援予定額 最大825,908円 最少 10,503円

〇当初交付申請額を上回った団体 24団体

■変更申請(届出結果公表後)

〇申請団体数 35団体

· 事業拡大 17団体 · 事業縮小 17団体 ·申請額增額 1団体

■交付決定額 O81団体 総額

最大 680,000円 最少 10,503円 〇支援基金積立予定 2,174,008円

11,244,952円

■課 題

- 1. 制度定着のためにどのようにPRしていくか
- 2. 届出方法をもっと簡便にできないか
 3. 納税者以外の方が参加することはできないか
- 4. 市民活動をより多くの市民が理解し、参加していくようにするにはどうすべきか

活動の目指すもの

この制度は、市民(納税者)が支援したい市民活動団体を1つ選んで、市へ届出すると、選んだ市民の個人市民税納税額の1%相当分が、市民活動団体へ市から支 援金として交付されるもの。制度の目的としては以下の2つ

納税者意識の高揚を図る。 市民活動への支援・促進・活性化を図る。

【納税者意識の高揚を図る】

自らが納めた税の使い道を指定することで、自らが住む地域や、市政への関心を高め、積極的に地域へ関わる意識や参加を促す。

【市民活動への支援・促進・活性化】

市民との協働の時代にあって、市民活動が地域に根付き、多くの市民から理解され、参加を得ながら、市民活動の活性化、継続化を図るための資金的な支援として 補助金を交付。

活動場所について

千葉県市川市は、県の北西部に位置し、南北およそ13km、東西がおよそ8km、面積は56.39平方キロメートルで、東京都心から約20km圏内にほぼ全市域が含まれる。 江戸川を隔てて東京都に相対し、北は松戸市、南は浦安市に隣接し、東京湾に面しています。

人口約46万5千人、その約4分の1が東京都区部に通勤・通学する住宅都市であり、自6住む地域や市政への関心は低いといわざるを得ません。 一方、本市はもともとボランティアやNPOなど市民活動が盛んで、NPO法人は90法人、市で把握している団体数は約290にも及んでいます。

活動分野では、保健・福祉の増進、子どもの健全育成、社会教育、文化・スポーツの分野の活動が多い。

活動期間、頻度について

H.16.12月「市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」制定。

H.17.1月 団体から活動(事業)計画の提案(申請)

2月~3月 支援対象となる団体・事業の審査(支援対象団体の決定)

4月~5月 納税者からの選択届出

.6月 届出結果公表・変更申請受付・支援金の交付決定

関係者について

本制度では、市民(納税者)からの選択の対象となる市民活動団体の要件として、市内に事務所を有し市内で活動している、会則、定款等を有し申請時に1事業年度以 上継続的に活動しているなどの要件を満たし(第3条)

また、市内で実施する、市民を主たる対象とする、営利を目的としないことなどの事業要件(第4条)を満たした市民活動団体が対象。

審査会での審査を経て、支援対象となった団体を選択できるのは、個人市民税納税者(厳密に言えば完納者)、今回でいうと、平成16年度の個人市民税を納めた納 税者が、支援したい1団体を選択届出ができる。



千葉県 市川市役所 ボランティア・NPO活動推進課

(連絡先) 〒272-0021 千葉県市川市八幡3丁目4番1号 アクス本八幡2F 電話 047-326-1284 FAX 047-326-1278 (インターネット) http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/siminsei/volunteer/index.html

Volunteer and NPO Activity Promotion Division, Ichikawa City Office, Chiba Prefecture

(Contact point) 3-4-1, Yawata, Ichikawa, Chiba, 272-0021, Japan Phone +81-47-3261284, Facsimile +81-47-3261278 http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/siminsei/volunteer/index.html (Web page)